

2025年2月

一般社団法人日本母性看護学会
評議員各位

一般社団法人日本母性看護学会
選挙管理運営部会

(社) 日本母性看護学会 役員候補者選挙告示

定款および評議員選挙・役員選出規程の規定に従い、下記のとおり 2025・2026 年度期役員（理事・監事）候補者選挙を実施します。

つきましては、下記に示す投票期間に定められた方法で投票してください。選挙の開始は学会ホームページ、メール一斉配信にてお知らせいたしますので、期日が近くなりましたら学会からの情報配信にご注意ください。

役員候補者選挙の要領

1. 選挙人および被選挙人

すべての評議員が選挙権、被選挙権を有する。ただし、役員を連続して3期務めている者は、定款第26条に定める再任規定に抵触するため、被選挙権を有しない。

2. 選挙の実施および方法

- (1) 投票期間 2025年2月26日(水) 正午～3月11日(火) 17時まで
- (2) 役員候補者選挙は、無記名投票によるオンライン投票システムにより行う。
- (3) 定数は15名とする。
- (4) 監事は、選出された役員候補者の互選により、選出者を決定する。

以上